

令和 4 年 3 月 20 日

社会福祉法人かるが会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの 2 年間
2. 内容

目標 1：男性職員の育児休業取得を利用しやすい措置を実施する。
(次世代法)

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 5 年 4 月～ 説明会を実施し、職員への周知を図る

目標 2：職員の所定外労働時間の削減（15パーセント減）のための措置を実施する。
(女性活躍推進法)

<対策>

- 令和 4 年 4 月～ 職員への調査、現状把握、検討開始。
- 令和 5 年 4 月～ 会議・研修等で職員への意識改革を図る。